

会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本母性衛生学会（以下「この法人」という。）の定款第12条に定める入会金及び会費に関する必要事項を定めることにより、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 定款第12条に規定する入会金及び会費は、次に掲げるところによる。

(1) 普通会员

- ① 入会金 3,000円
- ② 会費 10,000円

(2) 賛助会員

① 会費

- 個人 1口 50,000円 1口以上
- 団体 1口 50,000円 1口以上

(3) 功労会員

- ① 会費 10,000円

(4) 名誉会員

- ① 会費 免除

2 入会金については、公益目的事業及び管理部門（法人会計）において50%ずつ使用するものとする。

3 普通会员、賛助会員、功労会員の会費については、公益目的事業及び管理部門において50%ずつ使用するものとする。

4 会費には、この法人の機関誌「母性衛生」の購読料を含むものとする。

(会費等の納入)

第3条 この法人の会員になろうとする者は、入会時に提出する所定の申込書に添えて、入会金及び年会費の納入をしなければならない。

(資格喪失に伴う会費納入義務等)

第4条 会員が退会するときは、その会員であった事業年度の期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

(改廃)

第5条 この規程を改正・廃止する場合には、社員総会の承認を受ける。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は理事長が別に定める。

付則 この規程は、本法人が公益認定される平成25年4月1日より施行する。

平成27年10月16日一部改正

平成28年 6月11日一部改正

平成28年10月14日一部改正

令和 4年 6月11日 一部改正

(本改正の施行は令和5年4月1日よりとする。)